資料3-2 犬及びねこの引取り並びに負傷動物の収容に関する措置要領 (骨子案)

1 案の検討に当たっての基本的考え方

終生飼養等の飼主責任の徹底及び殺処分率の低減等に対する要請の高まり、マイクロチップ等を装着した犬ねこの増加等の動物を巡る近年の状況変化等を踏まえて、所要の改正を行う。

2 案の主なポイント

(1) 犬ねこの引取り

主な改正ポイントは、次のとおりである。

- ・犬ねこの引取り措置の趣旨(例:やむを得ない事態としての緊急避難措置など)の明確化
- ・引取りの依頼者に対する、終生飼養等の飼主責任の徹底に関する助言の実施
- ・マイクロチップ等の措置状況についての確認の実施
- ・保管動物の適性評価及び譲渡推進等(動物の飼養適性評価、広域的な情報提供、譲渡 講習等)
- ・「迷子動物」及び「家庭動物としての適性があると認められた動物」に係る、所有者及 び飼養希望者の便宜を考慮した保管期間の確保
- ・動物愛護推進員及び愛護団体等との必要に応じた連携の確保
- ・譲渡後のマイクロチップ埋め込み及び不妊去勢措置実施の担保

(2)負傷動物の収容

主な改正ポイントは、次のとおりである。

- ・各自治体の事情に応じた、収容できる負傷動物の範囲の明確化
- ・必要に応じた治療の実施

3 案の骨子

別添のとおり

現行要領

追加・変更事項

動物の保護及び管理に関する法律(昭和48年法 律第105号。以下「法」という。) 第7条第1項及 び第2項の規定による犬又はねこの引取り並びに 法第8条第2項の規定による疾病にかかり、又は 負傷した犬、ねこ等の動物の収容に関する措置は、 次によるものとする。

第1 犬及びねこの引取り

- 1 都道府県知事又は政令で定める市の長(以 下「都道府県知事等」という。) は、犬又は ねこを引き取るべき場所を指定するに当た っては、住民の便宜を考慮するように努める こと。
- 2 都道府県知事等は、法第7条第2項の規定 による引き取りを求められた犬又はねこが 明らかに遺失物法(明治32年法律第87号)第 12条に規定する逸走の家畜に当たると認め られる場合には、拾得場所を管轄する警察署 長に差し出すように当該犬又はねこの引取 りを求めた者に教示すること。
- 3 都道府県知事等は、法第7条第1項又は第 2項により引き取った犬又はねこについて、 引取り又は拾得の日時及び場所、引き取り事 由並びに特徴(種類、大きさ、毛色、性別、 推定年月齢、標識等)を所要の原簿に記入す ること。この場合において、所有者が判明し ていないときは、都道府県知事等は、拾得場 所を管轄する市町村の長に対し、当該原簿に 記入した事項を通知し、狂犬病予防法(昭和25 年法律第247号)第6条第8項の規定に準ずる 措置をとるよう協力を求めること。

引取りはやむを得ない事態としての緊急避 難措置として位置付けられたものであること を明記。

引取りを求められた際には、終生飼養等の飼 主責任の徹底を図る観点から、その事由等に応 じて、飼養の継続及び生殖を不能にする手術等 に関する必要な助言を行うことを追加。

引き取った犬ねこについて、マイクロチップ 等の個体識別措置状況の確認を行うことを追 加。

第2 負傷動物の収容

1 都道府県知事等は、法第8条第2項の規定

収容する負傷動物の範囲を明確化すること、 による通報があったときは、公共の場所を管|明確化に当たっては各自治体における施設事 理する者等関係者の協力を得て、疾病にかか り、又は負傷した犬、ねこ等の動物を迅速に 収容するように努めること。

2 都道府県知事等は、疾病にかかり、又は負 傷した犬、ねこ等の動物を収容した場合には「治療又は安楽殺処分を行うことを明確化。 、第1の2及び3に準ずる措置をとること。

第3 保管

- 1 都道府県知事等は、犬若しくはねこを引き 取り、又は疾病にかかり、若しくは負傷した 犬、ねこ等の動物を収容したときは、適当と 認められる施設(以下「施設」という。)に保 管すること。
- 2 都道府県知事等は、施設に保管する犬、ね こ等の動物(以下「保管動物」という。)に ついて、標識番号の明らかなものは登録団体 へ照会する等当該保管動物の所有者の発見 又は飼養することを希望する者の発見に努 めること。
- 3 保管動物は、適正に飼養及び保管し、でき るだけ生存の機会を与えるように努めるこ と。ただし、治療を加えても生存することが できず、又は治療することがかえって苦痛を 与える結果になる場合等死期を早めること が適当であると獣医師又は都道府県知事等 が判断した場合は、この限りでない。

情等を踏まえて、愛護動物の中から必要と認め られる種類を選定すべきであることを追加。

収容した負傷動物については、必要に応じて

保管にあたっては、犬ねこの健康及び安全の 保持等を図る観点から、適正な構造等の施設及 び方法によって飼養及び保管することを明確

保管動物については、家庭動物又は展示動物 としての適性評価を行うことを追加。

「迷子動物」及び「家庭動物又は展示動物と しての適性があると認められる動物」に係る保 管の期間は、保管動物の所有者及び飼養するこ とを希望する者等の便宜を考慮した期間とす ることを追加。

家庭動物又は展示動物としての適性がある と認められる性状の個体については、インター ネット等の活用により、できるだけ広域的に情 報提供等を行い、飼養することを希望する者の 発見に努めることを追加。

譲渡に当たっては、講習会の受講及び譲渡後 のマイクロチップ埋め込み及び不妊去勢措置 実施を担保する等により、終生飼養等の飼い主 責任を徹底するための措置を講じることを追 加。

保管動物の保管、飼養することを希望する者 の発見等の業務については、必要に応じて動物 愛護推進員や動物愛護団体等との連携を図る よう努めることを追加。

第4 処 分

保管動物の処分は、所有者への返還、飼養す ることを希望する者又は動物を教育、試験研究 若しくは生物学的製剤の製造の用その他の科学 上の利用に供する者への譲渡及び殺処分とする

第5 死体の処理

動物の死体は、専用の処理施設を設けている 場合には、当該施設により、専用の処理施設が 設けられていない場合には、廃棄物の処理及び 清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の定 めるところにより処理すること。ただし、化製 その他経済的利用に供しようとする者へ払い下 げる場合は、この限りでない。

第6 報告

都道府県知事等は、犬若しくはねこの引取り 又は負傷動物の収容及び処分の状況を、別に示│提出先を環境省に変更。 すところにより、内閣総理大臣に報告すること。

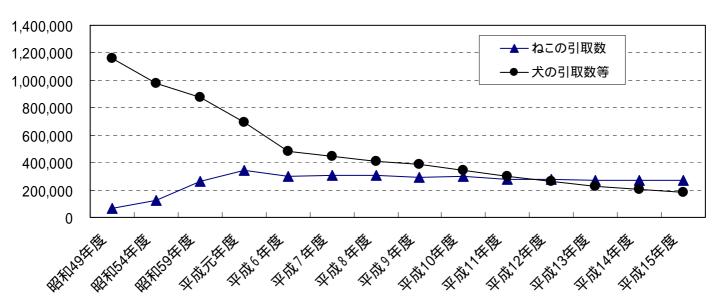
報告様式を必要に応じて修正するとともに、

参考資料

1 引取り状況

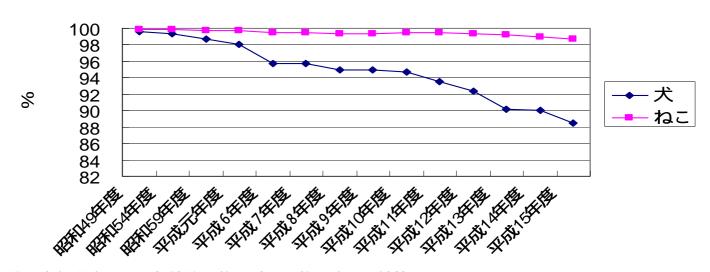
(1)引取り数

平成15年度の引取り数等は約45万頭である。 (動物愛護管理法:362,096頭、狂犬病予防法:88,888頭)



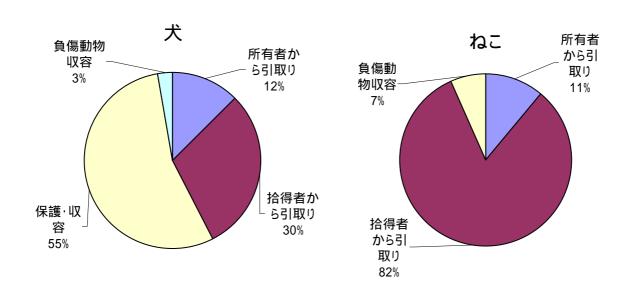
注)犬の引取り数等は、動物愛護管理法に基づく引取りと狂犬病予防法に基づく徘徊犬の収容頭数(返還分を除く)を足した数。なお、犬の引取り数と徘徊犬収容頭数との間には、一部重複集計あり。

(2)殺処分率

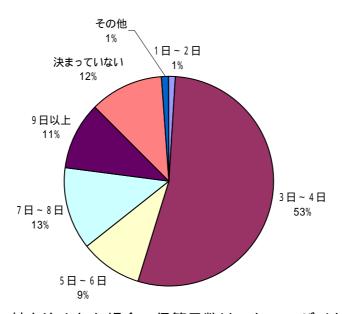


注)殺処分率は、一般譲渡の数を引取り数で除して計算

(3) 東京都において引き取られた犬及びねこの内訳(平成14年度)



(4)収容日数(飼主以外の者によって持ち込まれた場合)



飼主によって持ち込まれた場合の保管日数は、ケースバイケースで対応している 自治体が多い。また、その際に手数料を徴収している自治体は27%であり、その 金額は200円~5,600円となっている。

2 譲渡支援データベース・ネットワーク事業の概要

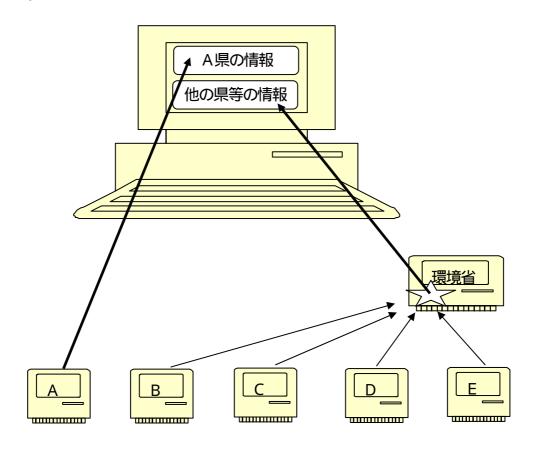
環境省では、犬及びねこの殺処分数を減らすために、自治体と連携・協力しつつ、次の3事業の実施を検討しているところ(平成16~17年度事業)。

(1)譲渡動物の選定マニュアル作成事業

家庭動物又は展示動物としての適正があると認められる性状のある動物については、保管期間の延長等を行い、飼養することを希望する者の発見に努めることにより、できるかぎり生存の機会を与えるべきである。このため、譲渡に適した個体を適切に選別できるよう、マニュアルを整備。

(2) 広域的な情報提供事業

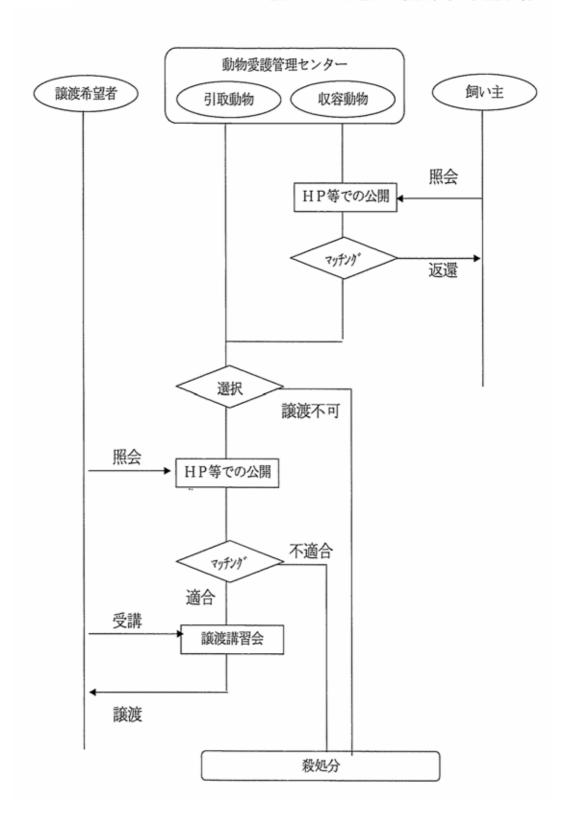
インターネットを活用し、迷子動物及び譲渡対象動物の情報を広域的に提供できるネットワークを整備。



(3)譲渡講習会等の実施マニュアル作成事業

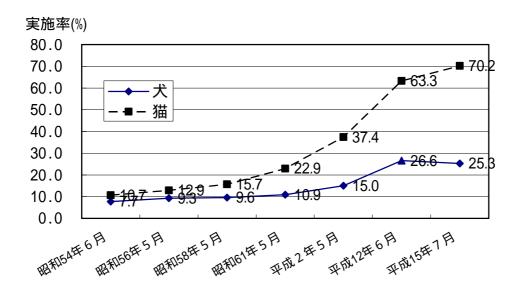
譲渡先において適正に飼養されるよう、譲渡にあたって開催する講習会等の実施マニュアルを整備。

データベース・ネットワークを活用した返還及び譲渡事業の実施手順



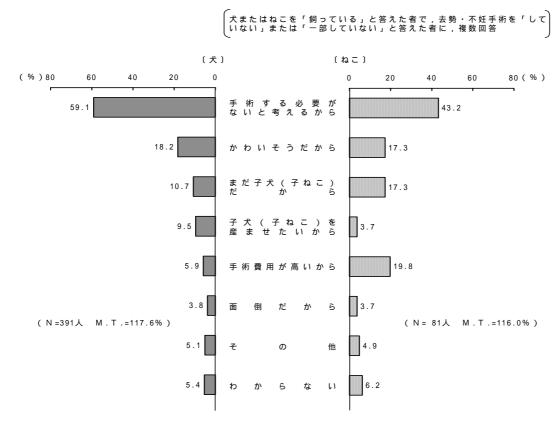
3 不妊去勢手術

(1) 不妊去勢手術の実施状況



出典:動物愛護に関する世論調査(内閣府)

(2) 不妊去勢手術をしていない理由

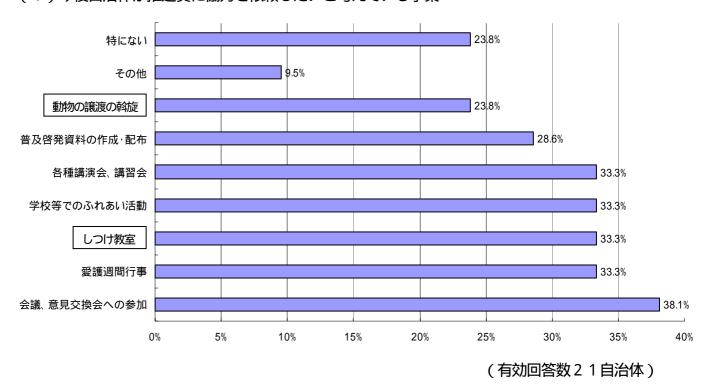


出典:動物愛護に関する世論調査(内閣府、H15)

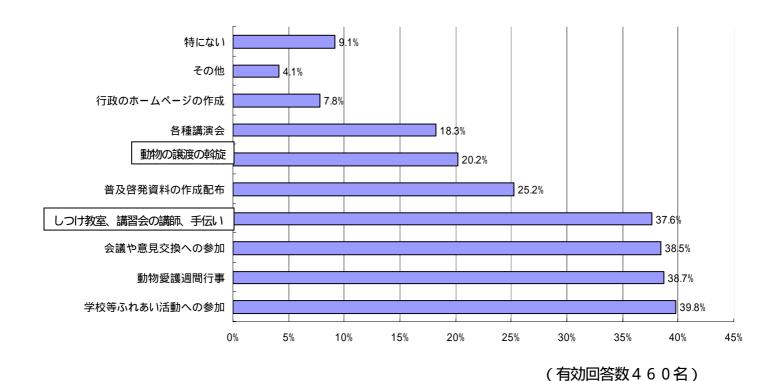
71

4 動物愛護推進員の活用希望等

(1)今後自治体が推進員に協力を依頼したいと考えている事業



(2)動物愛護推進員が他の主体・組織と連携して推進したい具体的活動



5 マイクロチップの普及状況

根拠法等		データの 管理主体	対象動物	概 要	識別手段	実績数	強制力
法	特来に生等るのにる定生よ態に被防関法外物る系係害止す	国 (環境省)	特定外 来生物	特定外来生物による生態系等に係る被害を防止する観点から、特定外来生物を許可を受けて飼養等する場合、その個体にマイクロチップを埋め込む等の個体識別等の措置を講ずる義務あり。	マチグ環外のと大めクプは特生類主がのロタ脚定物ご務定	400	あり
律	狂犬病 予防法	国 (農林水産省)	輸入さ れる犬 等	狂犬病予防の観点から、犬等を輸入する場合は、マイクロチップを犬等の皮下に埋め込み、当該マイクロチップに記録されている情報を輸出国政府機関の発行する証明書に記載等する義務あり。	マイクロ チップ	平成 17 年から の措置のため、数 は未集計。	あり
条例	ネ 愛 び に 景例	東村、大宜味村、国頭村	ねこ	動物愛護の意識を高めると共に、環境衛生の保持および自然環境の保全を図ることを目的に、ねこの飼養に当たってはマイクロチップ埋め込みとその個体識別番号の届出を義務付け。	マイクロ チップ	4 2 3	あり
申し合わせ等		AIPO (動物ID 推 進 会 議)、大日 本製薬等	犬、ね こ等	飼養者の責任と義務を明確に する観点から、マイクロチップ を普及・推進		約 28,000	な し (自発的 意思)

参考 犬及びねこの引取り並びに負傷動物の収容に関する措置要領の 改定について(前回資料の抜粋)

1 概要

犬又はねこの引取りをその所有者から求められた場合や、所有者の判明しない犬又はねこの引取りをその拾得者等から求められた場合、都道府県等はこれを引取らなければならないこととされている。また、道路、公園、広場その他の公共の場所において、疾病にかかっていたり負傷したりしているのを発見した場合や、それらの死体を発見したときには、その発見者に対して、動物の所有者が判明しているときはその所有者に、また所有者が判明しない場合には都道府県等に通報することの努力義務が課されており、この通報があったとき、都道府県等はその動物又はその動物の死体を収容しなければならないこととされている。現行法においては、このような引取りを求められた場合又は通報があった場合の措置に関して、環境大臣は、必要な事項を定めることできるとされているところ。

改定が必要となる事項

犬及びねこの引取り並びに負傷動物の収容に関する措置要領(告示)

大及びねこの引取り及び負傷動物の収容に関して必要な事項を定めた同措置要領の改定(現行法第18条第5項及び第19条第3項)

現行法参照条文(抜粋)

(犬及びねこの引取り)

第十八条 都道府県等(都道府県及び指定都市、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)その他政令で定める市(特別区を含む。以下同じ。)をいう。以下同じ。)は、犬又はねこの引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。この場合において、都道府県知事等(都道府県等の長をいう。以下同じ。)は、その犬又はねこを引き取るべき場所を指定することができる。

2 前項の規定は、都道府県等が所有者の判明しない犬又はねこの引取りをその拾得者その他の者から求められた場合に準用する。

(略)

5 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第一項の規定により引取りを求められた場合の措置に関し必要な事項を定めることができる。

(負傷動物等の発見者の通報措置)

第十九条 道路、公園、広場その他の公共の場所において、疾病にかかり、若しくは負傷した犬、ねこ等の動物又は犬、ねこ等の動物の死体を発見した者は、すみやかに、その所有者が判明しているときは所有者に、その所有者が判明しないときは都道府県知事等に通報するように努めなければならない。

- 2 都道府県等は、前項の規定による通報があつたときは、その動物又はその動物の死体を収容しなければならない。
- 3 前条第五項の規定は、前項の規定により動物を収容する場合に準用する。

2 策定状况等

昭和50年4月に策定(以降、実質的な内容を伴う変更はなし)。

3 犬及びねこの引取り並びに負傷動物の収容に関する措置要領(現行の措置要領)

昭和50年4月5日 内閣総理大臣決定

動物の保護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)第7条第1項及び第2項の規定による犬又はねこの引取り並びに法第8条第2項の規定による疾病にかかり、又は負傷した犬、ねこ等の動物の収容に関する措置は、次によるものとする。

第1 犬及びねこの引取り

- 1 都道府県知事又は政令で定める市の長(以下「都道府県知事等」という。)は、犬又はねこを引き取るべき場所を指定するに当たっては、住民の便宜を考慮するように努めること。
- 2 都道府県知事等は、法第7条第2項の規定による引き取りを求められた犬又はねこが明らかに遺失物法(明治32年法律第87号)第12条に規定する逸走の家畜に当たると認められる場合には、拾得場所を管轄する警察署長に差し出すように当該犬又はねこの引取りを求めた者に教示すること。
- 3 都道府県知事等は、法第7条第1項又は第2項により引き取った犬又はねこについて、引取り又は拾得の日時及び場所、引き取り事由並びに特徴(種類、大きさ、毛色、性別、推定年月齢、標識等)を所要の原簿に記入すること。この場合において、所有者が判明していないときは、都道府県知事等は、拾得場所を管轄する市町村の長に対し、当該原簿に記入した事項を通知し、狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第6条第8項の規定に準ずる措置をとるよう協力を求めること。

第2 負傷動物の収容

- 1 都道府県知事等は、法第8条第2項の規定による通報があったときは、公共の場所を管理する者等関係者の協力を得て、疾病にかかり、又は負傷した犬、ねこ等の動物を迅速に収容するように努めること。
- 2 都道府県知事等は、疾病にかかり、又は負傷した犬、ねこ等の動物を収容した場合には、第1の2及び3に 準ずる措置をとること。

第3 保管

- 1 都道府県知事等は、犬若しくはねこを引き取り、又は疾病にかかり、若しくは負傷した犬、ねこ等の動物を 収容したときは、適当と認められる施設(以下「施設」という。)に保管すること。
- 2 都道府県知事等は、施設に保管する犬、ねこ等の動物(以下「保管動物」という。)について、標識番号の明らかなものは登録団体へ照会する等当該保管動物の所有者の発見又は飼養することを希望する者の発見に努めること。
- 3 保管動物は、適正に飼養及び保管し、できるだけ生存の機会を与えるように努めること。ただし、治療を加えても生存することができず、又は治療することがかえって苦痛を与える結果になる場合等死期を早めることが適当であると獣医師又は都道府県知事等が判断した場合は、この限りでない。

第4 処 分

保管動物の処分は、所有者への返還、飼養することを希望する者又は動物を教育、試験研究若しくは生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する者への譲渡及び殺処分とする。

第5 死体の処理

動物の死体は、専用の処理施設を設けている場合には、当該施設により、専用の処理施設が設けられていない場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)の定めるところにより処理すること。ただし、化製その他経済的利用に供しようとする者へ払い下げる場合は、この限りでない。

第6 報告

都道府県知事等は、犬若しくはねこの引取り又は負傷動物の収容及び処分の状況を、別に示すところにより、内閣総理大臣に報告すること。

1 犬及びねこの引取り

	区分		第四期	第四期	第四期	第四期	計	備考	
	引取り数		り数						
	処分数	譲	一般						
犬		渡数	初地						
		殺吃数							
	引取り数		り数						
ね	処分数	譲	一般						
5		渡数	初地						
	χX	殺	少数						

2 負傷動物の収容

1	区分		第四期	郑泗期	第四期	第4四期	計	備考
	犬	収容数						
負		返還数						
l	な	収容数						
傷	IJ	返還数						
動	そ	収益数						
劉		收益数						
物	の他	収容数						
		収数						

記入上の注意事項

- (1) 本状況報告書は、毎年度末に提出すること。
- (2) 引取り数の欄の犬については、抑留犬を排除した数を記入すること。
- (3) 譲渡数一般の欄には、引取りを行った後、新たな飼養希望者へ譲渡した場合の数を記入すること。
- (4) 譲渡数その他の欄には、引取りを行った後、動物を教育・講義研究若しくは生物学的集消の製造の用その他の科学上の利用に供する者へ譲渡した場合の数を記入すること。
- (5) 返還数の欄には、負傷動物を収容した後、所有者が判明したことによって返還した場合の数を記入すること。
- (6) 負傷動物のその他の欄には、収容した動物の種類及びその数を記入すること。